

第 368 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 12 月 8 日 15 時 00 分～16 時 40 分
2. 開催場所 対馬振興局別館 4 階第 2 会議室
3. 通知年月日 令和 2 年 12 月 1 日
4. 告示年月日 令和 2 年 12 月 1 日
5. 出席者
(委 員) 阿比留和秀、水主川澄男、船津博也、小田一八、荒川敏久、部原政夫、川本治源、山田明
(事務局) 森川事務局長、伊藤事務局次長、永井係長
(県) 漁業振興課資源管理班 石田主任技師
対馬振興局水産課 森技師
6. 欠席者 長谷川洋藏、山口敦子
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する制限」の発出について
第 2 号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発出について
第 3 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
第 4 号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

9. その他

10. 議事

(15 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 368 回対馬海区漁業調整委員会を開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、長谷川委員、山口委員から欠席の連絡があっております。定員 10 名中、8 名の出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また本日は、議案において説明をするため、漁業振興課、対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。

漁業振興課 資源管理班 石田主任技師 でございます。

対馬振興局水産課 森技師 でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「船津委員」と「山田委員」をお願いします。

会 長

今回の議題は、お手元の資料のとおり、
第1号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する制限」の発出について
第2号議案 対馬海区漁業調整委員会指示「あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止」の発出について
第3号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
第4号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

その他

(1) 長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（案）について
(2) 長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（案）について
(3) 漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針（案）について
となっております。

会 長

それでは、第1号議案「対馬海区漁業調整委員会指示「遊漁のまき餌釣りに関する制限」の発出について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

長崎県海面利用協議会から、回答文がまいっておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。

(回答文朗読)

(概要説明)

- ・委員会指示原案は前々回の委員会において承認された原案と変更なし。
- ・長崎県海面利用協議会からは、指示原案のとおり発動することに異議はないとの回答。

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

水主川委員

意見もないんじゃないでしょうか。これまで決まっていたことですから。

会 長

ご意見等ないようですので、採決いたします。
第1号議案「遊漁のまき餌釣りに関する制限について」は、指示原案のとおり発出することよろしいですか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第1号議案については、指示原案どおり発出することに決定します。

会 長

続きまして、第2号議案「委員会指示『まき餌釣り遊漁案内行為の禁止』の発出について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案と一括して、長崎県海面利用協議会から回答されておりますので、回答文の朗読は省略させていただきます。概要説明をいたします。

(概要説明)

- ・委員会指示原案は前々回の委員会において承認された原案と変更なし。
- ・長崎県海面利用協議会からは、指示原案のとおり発動することに異議はないとの回答。

会長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

小田委員

ありません。

会長

ご意見等ないようですので、第2号議案「まき餌釣り遊漁案内行為の禁止の発出について」は、指示原案のとおり、発出することよろしいですか。

委員

異議なし。

会長

ご異議ないようですので、第2号議案については、指示原案どおり発出することに決定します。

会長

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

なお、内容については、漁業振興課の担当が説明いたします。

漁業振興課

(内容説明)

- 今回から新たに告示することが必要となった令和2年1月～12月の魚種毎の長崎県の漁獲可能量について説明
まあじ：18,200トン（うち中型まき網漁業は16,400トン、その他漁業は現行水準）
まいわし：現行水準（目安数量は5,126トン）
さんま：現行水準（目安数量は285トン）
- 令和3～5年度のTAC設定にあたっては、直近3年間（平成29年～令和元年）のデータを用いて算出。
- 消化率が75%に達したら国からの自動配分あり。
- これまでは1,000トン未満を切り上げていたが、今回からは100トン未満を切り上げし、より細かな配分に変更。
- 留保枠配分の規定については、するめいか、くろまぐろの数量を配分する際に盛り込むこととする。

会長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

荒川委員	現行水準というのは、漁獲努力量で隻数管理だご説明いただきました。結果として隻数をそのままにしておいて、例えばまあじで、中型まき網漁業＋現行水準の漁獲量が長崎県の割当量 18,200 トンを超えた場合の何かのペナルティはあるのでしょうか。
漁業振興課	その他で説明させていただこうと思っていたんですけども、中型まき網漁業以外のその他の漁業がすごく獲れてしまって長崎県全体が超過した場合は最悪採捕停止を行う必要があります。そうならないように数量が 75% に達した場合は国からの自動配分というのがありますし、令和 3 年漁期から、今でもくろまぐろでやっていますが融通の仕組みを新しくまあじ、まいわし、さんま等に水産庁が斡旋する、と言っていますし、なるべく採捕停止とならないようにしていきます。
荒川委員	関連してもう 1 個質問です。そのためには、漁獲量の報告が正確に行わなければなりません、漁獲量の報告の仕方はどのようにしようとか詰まっているのでしょうか。
漁業振興課	漁獲報告につきましても後ほど説明させていただこうかと思っておりましたが、TAC 魚種、いわゆるまあじ、さんまを採捕する者は全て漁獲量を月締め報告をしてもらうこととなります。そのことについては具体的に今お示しできる資料はございませんが、12 月末から 1 月にかけて長崎県全体を当課まわりまして漁獲実績の報告についてご説明させていただければと考えています。
事務局	対馬では 12 月 22 日に本課から来てもらって、漁協の方を集めて、毎月の報告は翌月の 10 日まで、というルールがありました、漁協で中型まき網以外の、例えば定置網等の漁獲量を報告してください、というお願いとやり方を説明させていただこうと思っております。
荒川委員	その他の項目でご説明いただけるということでしたので、この議案に関する質問は終了させていただきます。ご説明があった時に分からなければもう一度質問させていただきます。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 3 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。 ほかにご意見ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議ないようですので、第 3 号議案は原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	続きまして、第 4 号議案「県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障

の有無について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

知事から意見照会文がきておりますので、朗読させていただきます。
(意見照会文朗読)
なお、内容については、対馬振興局水産課の担当が説明いたします。

対馬振興局

(内容説明)

- ・本内容は漁協内で合意形成された 11 箇所について、対馬市漁業協同組合長会での審議を経て提出されたもの。なお、今回お諮りする 11 箇所は漁業調整上の支障の有無について意見を聞くだけであり、決定したものではないことを説明。
- ・魚礁設置の考え方、魚礁のタイプについて説明。
- ・11 箇所の提案内容について個別に説明。

会 長

事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

山田委員

魚礁のタイプは何年に 1 回か変わっているのでしょうか。
そして、魚礁を入れた後に水中カメラを入れて見ているのでしょうか。

対馬振興局
水産課

魚礁のタイプについてですけれども、今回の 11 件については、令和 3 年度以降 3 ヶ年分の提案となります。

大型魚礁は砂地に設置すると埋没したり壊れたりすることもあるので 30 年を目処に積み増したり、そこで切り替えが行われることとなります。

また、水中カメラ等で効果を確認しているのか、というご質問については、平成 29 年度に県北地区や壱岐地区で漁業者にご協力いただき、GPS のデータロガーを用いた標本調査を実施しております。これは位置情報装置を取り付けて操業していただき、どこでどれくらい漁獲があったのか、というので魚礁の利用効果があるか否かというのを見てるものになります。この結果、県北地区ではクエで魚礁利用が高く、水揚額のうち魚礁が占める割合が 42.8%、壱岐地区ではメダイやマハタで魚礁利用が高く、そのうち魚礁が占める割合が 93.5%、85.1%という結果が実際に出ています。

小田委員

組合長会で要望した内容が実現すれば結構ですが、2～3 箇所なら良いが 11 箇所の壮大な計画を立ててね、実現性はどれくらいあるんですか。簡単にいかないと思いますよ。絵に描いた餅とならないか。

対馬振興局
水産課

実現性につきましては、予算の状況で変わってきますので、何件設置かのうですとははっきり申すことはできませんが、例年だと対馬地区で 3～4 件の魚礁を投入しております。今回の提案は 3 ヶ年分なので 11 件というのは妥当な線なのかなと考えています。組合長会にはお話はさせていただいておりますが、今回から魚礁の選定方法が、これまでは組合長会で順位付けをしてもらい、順位が上のものから順番に提案箇所を整備していましたが、これからは各地区の魚礁の利用実態の状況だったりを踏まえて県が整備箇所を判断するという事なので、まだそのやり方になってからのことは何とも言えない状況になります。

小田委員

一職員の回答としては私が予想したとおりの説明、答弁でした。3カ年と言いましたが、実現可能なら結構だが、漁業調整上の支障について今聞かれても、何年か先のものをね。11件というのはどれくらいかかるか分かりませんよ。実質2箇所か3箇所しかやっていませんよ。何かね、現実と全く合わん。遠くに微かに見える感じのものをね、今支障の有無を聞くとは有り得ないですよ。計画されているものの漁業調整上の支障を聞かれるならね、実現する可能性は高いが。例えば10年しても出来ないかもしれませんよね。それを今諮るべきか。

事務局次長

小田委員からのご指摘ありがとうございます。

担当からもお話ししましたとおり、まずは複数年のもの、1年だけでなく数年かけて整備しますよということ。で、もう一つは繰り返しになりますが国の補助金が半分、という事業ですので、国の予算がどれだけ得られるか分からないということで、本庁としては少し多めに計画を出して、調整委員会としての漁業調整上の支障の有無について承認をとっておきたいということです。私も以前、本庁で担当をしておりましたので、その辺はご理解いただければと思います。

小田委員

希望をもって国に予算をつけてもらう、ということでの提案だと思えます。分かっていますから。理解していますから。しかしちょっと早過ぎではないのかなと。部長、どう考えますか。私は8年間漁業調整委員をさせてもらっていますが、昨年、一昨年は4件計画して2件しか出来なかった。そしたら次年度ね、3箇所計画しても前年度の方を優先してやるとなっているならなかなか難しいかなと。現実性が乏しいのかなと。真っ向から反対するわけではありませんが、県も漁民のために最大限努力していただきたい。そういうことを申し上げたい。

事務局長

国も当初予算だけではなく補正を組みこむことも結構でてきてまして、県としても出来るだけ玉を持っておきたい。そして、私達としても対馬海区に出来るだけ多くの漁場整備をして欲しいという話は本庁にも伝えていきたいと思えます。

会 長

これはね、組合長会にも諮ってやってきているんですよ。そして今回お諮りしているのは、3年間の一番最後の年に当たってなかった漁協の要望なんですよ。ですから3年とうのがどうかなという考えが私にもあります。2年くらいなら記憶に残りますが3年はちょっと長いかなと。出来れば2年で計画することも考えていただきたい。

小田委員

この件についてはもう良いですよ。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第4号議案「県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」は、漁業調整上の支障は無い旨、回答することにご異議ございませんか。

委員	異議なし。
会長	ご異議ないようですので、第4号議案は漁業調整上の支障は無い旨、回答することに決定します。 以上で本日の議題は終了しました。 <休会（16:05～16:15）>
会長	続きまして、「その他」といたします。 （1）「長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（案）について」、事務局の説明を求めます。
事務局	その他の件については、漁業振興課から担当が来ておりますので説明します。
漁業振興課	（内容説明） ○長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（案）について説明 ・資源管理法は改正漁業法に包含。 ・資源管理法に基づいた採捕停止規則は廃止し、改正法に基づいた同様の県規則を制定し告示により周知。 ・改正後の漁業法第33条第2項に基づいた「特定水産資源の採捕の停止に関する規則」を制定し、令和3年1月1日から施行予定。 ・変更点としては、対象魚種が「くろまぐろ」から「特定水産資源」に変更。 ・採捕停止をどの基準で行うかは検討中。
会長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
荒川委員	聞き間違っただけなので確認させてください。 現行水準とされている沿岸漁業者が獲る魚種については採捕停止がかからない、ということでしょうか。
漁業振興課	その通りでございます。
会長	ほかにご意見ございませんか。
水主川委員	ちょっと分からないので、採捕停止となる魚種の説明をもう1回してください。
漁業振興課	あくまでも知事管理区分として数量明示しているものについてのみ採捕停止がかかってくるということです。現行水準についてはあくまで努力量管理ですので採捕停止の対象となりません。
水主川委員	そしたらどのように解釈すれば良いのかな。
漁業振興課	採捕停止とはなりません、県全体の漁獲枠を超えてはまずいので、今は

クロマグロで規定されていますが、例えば数量が明示されているマアジについては後ほどご説明しますが、例えば9割超えてきたら漁獲に行かないでくださいよと、県から助言をしたり指導を行います。

水主川委員 制限通知はするということですね。

漁業振興課 助言と指導をさせていただきます。

会 長 他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、(2)「長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(案)について」、事務局の説明を求めます。

漁業振興課 (概要説明)
○長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(案)を説明
・資源管理法は改正漁業法に包含。
・資源管理法に基づいた数量報告規則は廃止し、改正法に基づいた同様の県規則を制定し告示により周知。
・改正後の漁業法第26条第1項及び第30条第1項に基づいた「特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」を制定し、令和3年1月1日から施行予定。
・変更点としては、報告の方法を書面を基本としていたのを、電子報告を基本とする方法に変更。
・漁協が取り纏めて代理人として報告できるよう漁業法で明示。

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

荒川委員 前回もご要望させていただきましたが、出来るだけ現場の負担が少なくなるように、ということと、出来たら予算措置を、とお願いさせていただきましたので、今後漁協への説明に回られるということでしたが、皆様方のご理解が得られるようにご指導をお願いします。
そこで一点質問ですが、漁協を回られる、とのことでしたが、魚市場への説明はどのようになっているのでしょうか。

漁業振興課 現段階ではこの魚市場に行こう、というのは決めていませんが、1月以降に説明をした後に全体について報告する場も設けておりますので、その際には幅広く、市場関係者等にも周知しまして報告をさせていただければ、というふうに考えてございます。

荒川委員 長崎方面しか知りませんが、漁協経由で揚げられる方と、魚市場に直接水揚げする方があり、データの重複があってはいけませんし、データの欠損があってもいけませんので、遺漏がないようご説明、ご指導をお願いします。

漁業振興課 分かりました。そのように進めていきたいという風に考えてございますし、国からも漁獲量をいきなり報告してもらおうのも大変だということでスマート水産業というのを立ち上げて、電子的に漁協、市場のデータを集計できるように予算措置をしておりますので、国と連携を図りながら業者さんの負

担にならないように漁獲報告を取り纏めていきたいという風に考えております。

荒川委員 了解いたしました。

会 長 他にご意見ございませんか。

水主川委員 ちょっと厳しいかもしれませんが、漁協を通る分については我々も把握できるが通らない分もあり、出来たら要望ですが市場へのしっかりした説明もお願いします。例えば福岡辺りは福岡市にかな、県にかな、届け出るシステムがあるようですが、我々は全組合分を把握していますが、名古屋や大阪に直接送る人も中にはいる。要するにずるい人が得をするやり方は許すことができない。

漁業振興課 承知いたしました。持ち帰って検討させていただければと思います。

小田委員 従前と異なり組合に何らかの負担をかける場合には荒川委員がおっしゃられたように県も予算措置をしてください。不漁で不景気で漁協もあえいでいるところに、漁業法の改正によって組合だけに押し付ける。だから県もお互いに痛みを分かち合ってください。そういうことが大事だと思います。そこら辺を要望しておきます。

会 長 他にご意見等ございませんか。
ご意見等ないようですので、

(3)「漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導は勧告に関する運用指針(案)について」、事務局の説明を求めます。

漁業振興課 (内容説明)

- ・資源管理法は改正漁業法に包含。
- ・資源管理法に基づいた「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定めるくろまぐろ」は廃止し、改正法に基き、数量が割り当てられている特定水産資源について「長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針について」を作成。
- ・「助言、指導又は勧告」は県が知事管理量の超過が発生しないように行うもの。

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

小田委員 ありません。

会 長 事務局から何かございませんか。

事務局 ありません。

会 長 何もないようですので、以上をもちまして、第368回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

(16時40分 終了)